

第2章 循環型社会の形成

第1節 環境の現況

循環型社会推進課

県は、平成18年3月に策定した「宮城県循環型社会形成推進計画」に基づき、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位を明確にした上で、循環型社会の形成に向けた具体的な行動につなげるための取組を行ってきました。計画の推進のために、社会を構成するすべての主体を対象とした啓発や環境教育及び市町村支援を実施するとともに、産業廃棄物税を活用した各種補助事業や不法投棄対策事業を進めており、ごみ排出量、最終処分率は、東日本大震災前まで減少傾向にありました。

しかし、東日本大震災の発生後はライフスタイルの変化により一般廃棄物の排出量が増大し、産業廃棄物についても、復興事業が多く実施されていた影響により排出量が増加し、その後も震災前の状況までには戻っていませんでした。

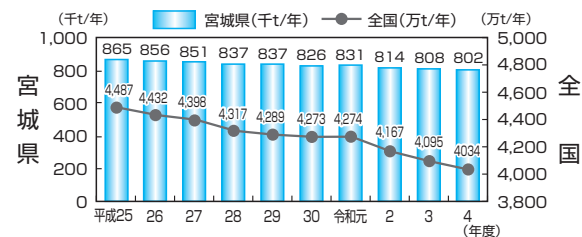
県ではこれらの状況を踏まえて、震災の影響を受けた独自の取組として、平成28年3月に「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。

なお、「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」は令和2年度に終期を迎えたことから、令和3年3月に、循環型社会形成推進基本法に基づく国の第4次循環型社会形成推進基本計画や、国の「プラスチック資源循環戦略」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）等、循環型社会形成に向けた近年の動向を踏まえた「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」を策定しました。今後も当計画に基づき、県民・事業者の皆様と連携しながら、3R及び廃棄物の適正処理の推進に向けた取組を行っていきます。

1 一般廃棄物

(1) ごみの総排出量の状況

日常生活に伴って排出される生活系ごみ及び事業系ごみの一般廃棄物の総排出量は、令和4年度実績で802千tであり、前年度より減少しました。

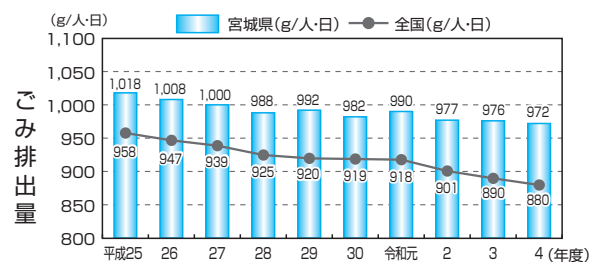


▲図2-2-1-1 ごみ総排出量の推移

※ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

(2) 1人1日当たりのごみの排出量の推移

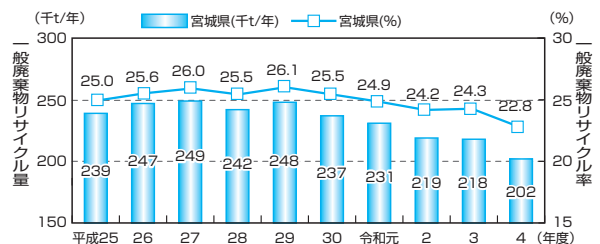
一般廃棄物の県民1人1日当たりのごみ排出量は、令和4年度実績で972gであり、総排出量と同様の推移を示し、前年度比4g／人・日の減少となっています。



▲図2-2-1-2 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

(3) リサイクルの状況

令和4年度に市町村等で処理した廃棄物のうち、分別収集、中間処理、集団資源回収などを合わせたリサイクル量は201千tとなっています。リサイクル率は、22.8%であり、前年度比1.5ポイントの減少となっています。

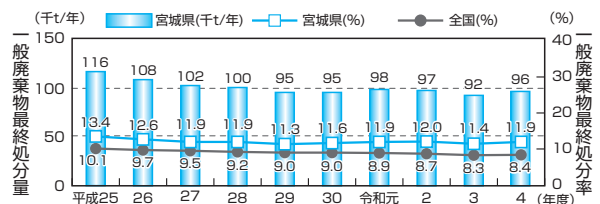


▲図2-2-1-3 一般廃棄物のリサイクル量・率の推移

※市町村を経由しない事業者によるリサイクル量を含めた数値です。

(4) 最終処分の状況

令和4年度に最終処分された一般廃棄物は96千tであり、総排出量に占める最終処分率は11.9%となっており、前年度比で0.5ポイント増加しています。



▲図2-2-1-4 一般廃棄物の最終処分量・率の推移

2 産業廃棄物

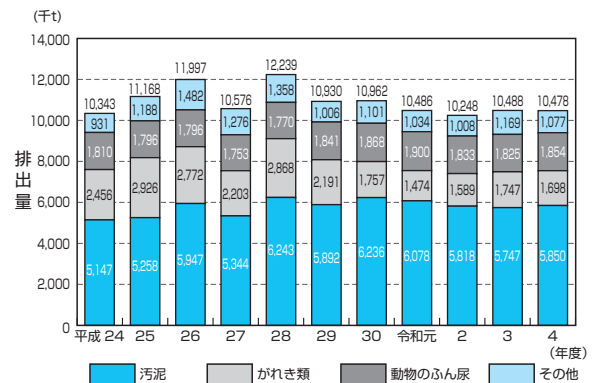
産業廃棄物の発生・処理状況

令和4年度における産業廃棄物の排出量は10,478千tであり、令和3年度と比べて10千t減少しました。

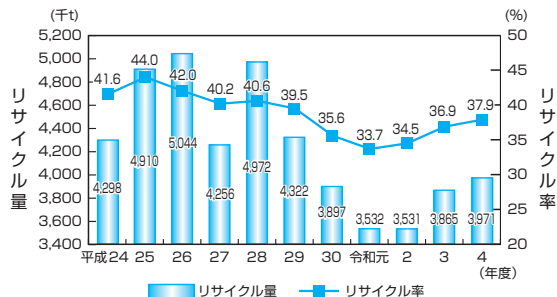
また、リサイクル量は3,971千t、リサイクル率は37.9%となり、前年度より1.0ポイント増加しています。

最終処分量は169千t、最終処分率は前年度比0.2ポイント減少し、1.6%となっています。

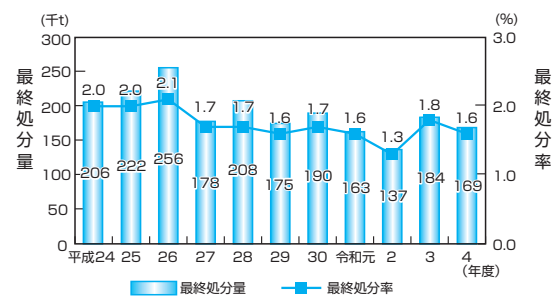
令和3年度と令和4年度を比較すると、総排出量と最終処分率が減少し、リサイクル率は増加しました。



▲図2-2-1-5 産業廃棄物の排出量の推移



▲図2-2-1-6 産業廃棄物のリサイクル量・率の推移



▲図2-2-1-7 産業廃棄物最終処分量・率の推移

第2節 令和5年度に講じた施策

1 すべての主体の行動促進

(1) 環境教育・普及啓発の実施

○ 環境教育リーダー派遣事業

環境政策課

県民や事業者向けの講師派遣事業として、廃棄物のリサイクルをはじめ、各環境分野についての知識と経験を有する者を「宮城県環境教育リーダー」として委嘱し、依頼に応じて講座を実施しています。

(2) 環境配慮経営の推進

○ エコフォーラムの運営支援

循環型社会推進課

県内の複数企業が環境分野の課題に対して連携して取り組んでいくため、「エコフォーラム」を組織して活動しており、環境産業コーディネーターがその活動等を支援しています。エコフォーラムでは、主に、産業廃棄物の3Rや省エネルギーに関する勉強会や情報交換等のほか、環境教育や地

域清掃といった社会貢献活動等、幅広い活動を行っています。

令和5年度末現在では16のエコフォーラムが活動しています。

○ 環境産業コーディネーター派遣事業

循環型社会推進課

県内事業者による廃棄物の3Rの取組を支援するため、民間で環境管理等の実務経験を有する者を環境産業コーディネーターとして任用し、県内事業所等に派遣しています。環境産業コーディネーターは、廃棄物処理等に関する課題やニーズを把握しながら、工程改善への助言、環境負荷低減につながる技術やノウハウの情報提供、専門家とのコーディネートなどを行い、環境に配慮した事業活動を支援しています。

令和5年度は、延べ459件の企業訪問等を行いました。

2 循環型社会を支える基盤の充実

(1) 多様な媒体を活用した情報発信

○ 広報・普及活動

循環型社会推進課

10月の3R推進月間を中心として、3RラジオスポットCMを計112回放送するとともに、スーパーマーケットをはじめとした小売業者等と連携し、広く県民に向けた普及啓発を実施したほか、県庁2階回廊及び宮城県図書館1階エントランスホールで循環型社会の形成に関するパネルを展示し、3Rの理解向上と実践促進を図りました。

さらに、市町村主催イベントへのブース出展や小学生向け家庭学習教材の製作・配布により、廃プラスチックや食品ロスの削減を呼びかけました。

また、県のウェブサイトを通じて、リサイクル等事業者に関する情報を公表することにより、リサイクル業界の透明性を高め、県内における産業廃棄物の3Rを促進しました。



▲「2023ふるさと名取秋まつり」へのブース出展の様子

(2) 3Rに関する産業の振興と事業者の育成

○ みやぎ産業廃棄物3R等推進事業(設備整備)

循環型社会推進課

県内で発生する産業廃棄物の3R等を推進するため、事業者が県内の事業所に3R等に資する設備機器を整備する場合、整備に要する経費の一部を補助しています。将来、大量廃棄が予測される廃太陽光発電設備や、全国的に処理が課題となっている廃プラスチック類などの3Rに資する取組については、補助率、補助上限額を優遇しています。

令和5年度は、再資源化事業7件、発生抑制事業1件、自社処理による排出抑制事業1件の3R設備の導入を支援しました。

- 補助率：2/3以内 1/2以内 1/3以内
- 上限額：5,000万円 3,000万円 2,000万円
- 補助件数：9件

○ みやぎ産業廃棄物3R等推進事業(研究開発等)

循環型社会推進課

県内で発生する産業廃棄物の3R等を推進するため、事業者が産業廃棄物の3R等に関する技術・製品の研究開発や事業化調査、販売促進等に取り組む場合、取組に要する経費の一部を補助しています。事業化の初期段階から販売促進まで、一連の取組を継続して支援できる仕組みにしています。

令和5年度は、「廃漁網を有効活用したアスファルト舗装材の技術開発」など6件の取組を支援しました。

- 補助率及び額：2/3又は1/2以内
上限額100万円～750万円/年度
- 補助件数：6件

○ 宮城県グリーン製品認定促進事業

循環型社会推進課

宮城県グリーン製品の普及拡大を図るため、宮城県グリーン製品の製造事業者等として認定を受けた者を対象として、宮城県グリーン製品認定基準の適合性の確認に要する経費の一部を補助しています。令和5年度は、宮城県グリーン製品の認定に必要となる共通基準及び有害物質基準に関する試験検査7件に対して補助金を交付しました。

- 補助率：新規10/10以内 更新1/2以内
- 上限額：100万円
- 補助件数：7件

○ 優良認定産業廃棄物処理業者の公開

廃棄物対策課

優良産業廃棄物処理業者は、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を県が認定するものです。

県では、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的に、優良認定産業廃棄物処理業者の名簿を公開しています。令和5年度末までの優良認定産業廃棄物処理業者は延べ240事業者となっています。

○ 宮城県グリーン製品の認定

循環型社会推進課

県内で発生した廃棄物等を再生利用した製品の普及拡大を図るため、これらの製品を「宮城県グ

リーン製品」として認定しています。

令和5年度は、3者4製品を新規に認定したほか、20者30製品を更新認定しました。この結果、令和6年4月1日現在の認定製品数は66者107製品となりました。



宮城県グリーン製品

▲宮城県グリーン製品認定証票

(3) 廃棄物処理の効率的なシステムの構築

○ 一般廃棄物処理施設の計画的な整備

廃棄物対策課

廃棄物の適正な処理の推進のため、一般廃棄物処理施設の計画的な整備、災害廃棄物への対応、産業廃棄物処理業者及び処理施設の維持管理に対する指導の強化、特別管理産業廃棄物の適正な処理の推進、不法投棄及び不適正処理の根絶、産業廃棄物の処理施設の確保等の施策を展開しています。

① 一般廃棄物処理施設の整備状況

市町村及び一部事務組合は、一般廃棄物処理基本計画を策定の上、計画的な施設整備を進めており、ごみ処理広域化計画及び循環型社会形成推進地域計画に基づき施設整備が行われています。

令和6年4月1日現在、ごみ焼却施設14か所、し尿処理施設15か所、粗大ごみ処理施設12か所、埋立処分地施設19か所の一般廃棄物処理施設が稼働しています。ごみ焼却施設は、ごみの総排出量の減少やごみの質的变化、施設の老朽化に伴う処理能力の低下などの状況を踏まえながら、施設の統廃合が必要となってきています。

② 循環型社会形成推進交付金による整備

県は、市町村に対し、循環型社会形成推進交付金制度（平成17年度創設）を有効に活用し、計画的な施設整備を進められるよう支援を行っています。

当制度の活用に当たっては、計画対象地域（人口5万人以上又は面積400km²以上）の市町村又は一部事務組合等が、国及び県とともに廃棄物の3Rを広域的かつ総合的に推進するための「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年計画）を構想段

階から協働して、策定することとなっています。

○ 市町村等の取組支援

循環型社会推進課・廃棄物対策課

本県の令和4年度の1人1日当たりのごみ排出量は972gでした。平成16年以降減少傾向にあった総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、東日本大震災の影響から平成23年度（1,047g／人・日）に増加し、震災前の状況（平成22年度961g／人・日）には戻っていません。

今後、一層の3R推進のための取組が求められており、特に、生ごみ（厨芥類）、紙類及び廃プラスチック類の占める割合が可燃ごみの中では高いことから、これらの発生抑制と再資源化が大きな課題となっています。一般廃棄物の3Rの一層の推進を図るため、令和5年度は次の事業を行いました。

- 市町村振興総合補助金の補助メニューに「ごみ減量化・再資源化促進事業」を設け、市町村等が行うごみの減量化・再使用及び再生利用の促進を図るため、5市町の事業に対して、財政的支援を行いました。なお、令和2年度からは使用済小型電子機器等プラスチック廃棄物及び食品廃棄物等に関する事業については限度額を2倍にして支援しています。
- 3R推進市町村等支援事業として、令和5年度はごみの減量化・資源化や不法投棄対策など3つのテーマについてグループ討論を行うワークショップを4回開催しました。また、貸出可能な普及啓発資材の作成や、出前講座により市町村等における一般廃棄物の3Rの取組を支援しました。

- ごみの減量化やリサイクルの推進、ダイオキシン類の排出削減等の問題に的確に対応するためには、市町村や一部事務組合の広域的連携による総合的かつ効率的なごみ処理を推進する必要があることから、広域処理を行う際の「広域ブロック」の設定や各ブロックの施設整備計画等の新たなごみ処理体制を整備するため、平成11年3月に平成20年度までを計画期間とする「ごみ処理広域化計画」を策定しました。平成20年度に計画期間は終了しましたが、国の「リデュースの推進、人口減少に伴う廃棄物発生量の減少及び災害対策を踏まえた廃棄物処理の効率化を進めるため、広域化は必要」との見解を踏まえて、本計画をごみ処理広域化の指針と位置付けています。



▲図2-2-2-1 広域ブロック区割図

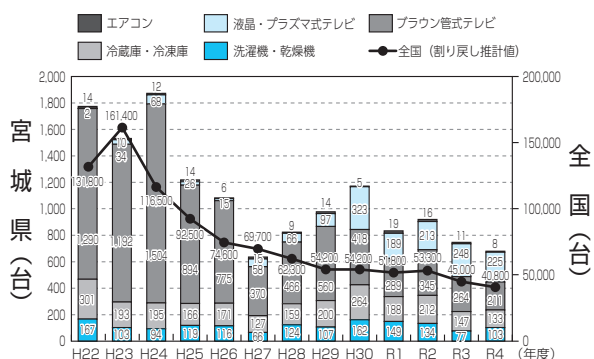
3 循環資源の3R推進

(1) 家庭用電子機器

循環型社会推進課

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。いわゆる「家電リサイクル法」）が平成13年4月に施行され、特定家庭用機器廃棄物（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯・衣類乾燥機、エアコンの4品目）についてリサイクル等の義務が課せられています。法施行以降は製造業者等による再商品化が進んでいるものの、令和4年度の不法投棄台数は680台となっています。

なお、県ではホームページ等により県民等に対する広報を行い、制度の普及に努めています。



▲図2-2-2-2 県内の家電不法投棄の状況

(2) 小型家庭用電子機器

循環型社会推進課

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。いわゆる「小型家電リサイクル法」）が平成25年4月に施行され、

リサイクル制度の構築が進められています。県ではホームページ等により広報を行い、制度の普及に努めています。

(3) 家庭用パソコン

循環型社会推進課

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）に基づき、メーカーと一般ユーザーが協力しあって家庭のパソコンを再資源化するパソコンリサイクル制度が平成15年10月からスタートし、家庭用パソコンは、パソコンメーカーが回収し、部品や材料をより有効に再資源化しています。県は、ホームページ等により県民に対する広報を行い、家庭用パソコンリサイクル制度の普及に努めています。

(4) 食品廃棄物等

循環型社会推進課・畜産課

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第106号。いわゆる「食品リサイクル法」）が平成13年5月から施行され、食品廃棄物の発生抑制と減量化を図るとともに、飼料や肥料等へのリサイクルを促進することとしています。

平成30年度から、「みやぎの食べきりモデル店舗認定事業」を開始し、食品ロス削減に取り組む飲食店等を支援しています。また、10月30日を「みやぎ県民食べきりの日」として定めて取組機運の醸成を図るとともに、令和5年度は、10月30日

から11月2日まで県庁1階ロビー等で、11月3日に名取市主催イベントの出展ブースにおいて、それぞれフードドライブを開催するなど、県民に向けて食品ロスの削減を呼びかけました。

家畜の飼料に使われる穀類のほとんどは輸入に依存しているため、飼料自給率は低い状況となっています。食品製造業者から排出される食品残さ（食品循環資源）を飼料として有効利用することで飼料自給率の向上が期待できることから、食品循環資源の飼料（エコフィード）製造・利用の支援に向けた取組を実施しています。

(5) 建設副産物

廃棄物対策課・事業管理課

○ 建設系廃棄物の発生状況

国土交通省の平成30年度の建設副産物実態調査によれば、本県における平成30年度の建設工事に伴う建設副産物の発生量（現場外排出量）及び再利用率は表2-2-2-1のとおりです。

発生量については、建設発生土が429万㎡、それ以外の建設副産物が177万tとなっており、平成24年度の建設副産物実態調査結果と比較すると建設発生土は増加し、それ以外の建設副産物は減少しています。

本県では、建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底を基本方針として、建設副産物対策を積極的に進めています。

特に、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊はリサイクルが進んでおり、高い再利用率を維持しています。

また、建設副産物の再利用率の向上を図るとともに、環境に配慮して認定された宮城県グリーン製品の利用促進に努めています。

さらに、建設副産物情報交換システムにより、建設副産物の実態を把握するための調査や需給調整をより効果的に行うなど、本県における建設副産物のリサイクルを一層推進していきます。

▼表2-2-2-1 建設副産物実態調査結果

	宮城県		全国利用率
	発生量	再利用率	
建設発生土	429(340)(261)万㎡		
建設発生土以外の建設副産物	177(333)(120)万t	97(98)(95)%	97(96)(93)%
アスファルト・コンクリート塊	60(186)(39)万t	99(99)(99)%	99(99)(98)%
コンクリート塊	78(95)(57)万t	99(99)(97)%	99(99)(97)%
建設発生木材	5(19)(12)万t	99(96)(92)%	95(94)(89)%
建設汚泥	15(18)(6)万t	95(96)(88)%	94(85)(85)%
建設混合物廃棄物	5(9)(3)万t		
その他(廃プラスチック類など)	2(5)(2)万t		

※〈〉内は平成24年度、()内は平成20年度の建設副産物実態調査結果

○ 建設リサイクル法による指導

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）が平成14年5月に施行され、一定要件に該当する建築物の解体等を行う場合には、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化が義務付けられています。

建設リサイクル法の遵守を徹底するため、10月に解体工事現場等全国一斉パトロールを実施するとともに、広報用資料の配布等による普及啓発を行いました。

また、同法第21条に基づく解体工事業者の登録者数は、令和5年度末現在で295事業者、「建設業法」（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業（解体工事業）の許可業者数は、1,512事業者となっています。

▼表2-2-2-2 建設リサイクル法に基づく届出件数等

		法第10条に基づく対象建設工事の届出件数				法第11条に基づく対象建設工事の通知件数			
		工事の種類			届出件数 合計 (件)	工事の種類			通知件数 合計 (件)
		建築物の 解体工事 (件)	建築物の新築工事、 建築物の修繕・ 模様替え (件)	その他工作物 の解体工事・ 新築工事 (件)		建築物の 解体工事 (件)	建築物の新築工事、 建築物の修繕・ 模様替え (件)	その他工作物 の解体工事・ 新築工事 (件)	
宮城県	平成27年度	3,499	404	941	4,844	186	149	2,065	2,400
	平成28年度	3,569	482	901	4,952	175	120	2,257	2,552
	平成29年度	3,774	430	898	5,102	216	89	1,949	2,254
	平成30年度	3,983	384	833	5,200	224	120	1,802	2,146
	令和元年度	3,953	425	808	5,186	125	138	1,858	2,121
	令和2年度	3,587	363	749	4,699	466	127	2,303	2,896
	令和3年度	4,071	426	753	5,250	97	97	1,788	1,982
	令和4年度	4,003	418	834	5,255	213	45	1,551	1,809
	令和5年度	3,844	358	771	4,973	94	134	1,737	1,965

第2部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

▼表2-2-2-3 令和5年度の建設リサイクル法に基づく分別解体に係る助言・勧告・命令等の状況

	法第14条に基づく助言・勧告(件)	法第15条に基づく命令(件)	法第42条第1項に基づく報告の徴収(件)	法第43条第1項に基づく立入検査(件)
県(各土木事務所)	4	0	1	0
市(特定行政庁)	4	0	14	11
合 計	8	0	15	11

▼表2-2-2-4 令和5年度の建設リサイクル法に基づく再資源化に係る助言・勧告・命令等の状況

	法第19条に基づく助言(件)	法第19条に基づく勧告(件)	法第20条に基づく命令(件)	法第42条第1項に基づく報告の徴収(件)	法第43条第1項に基づく立入検査(件)
県(各保健所)	1	0	0	0	286
仙台市	0	0	0	0	235
合 計	1	0	0	0	521

(6) 容器包装廃棄物

循環型社会推進課

○ 容器包装リサイクル法への対応

家庭から排出されるごみの中で相当量を占める容器包装廃棄物について、廃棄物の減量と再生資源の利用を推進するため、県内各市町村等において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく分別収集を実施しています。

○ 容器包装廃棄物の分別収集の実施支援

県は、容器包装リサイクル法に基づき、令和4年10月に「宮城県分別収集促進計画(第10期)」(計画期間:令和5～9年度)を策定し、市町村等の分別収集の実施状況を取りまとめ、市町村等に対して情報提供等を行うなど、分別収集の着実な実施に向けて必要な技術的支援を行いました。令和5年度の分別収集の実施状況は計画量の94.6%でした。

▼表2-2-2-5 容器包装リサイクル法に基づく分別収集の状況

(単位:トン)

容器の種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(速報値)		
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	計画	実績	実績/計画
無色のガラス	6,628	6,291	5,936	6,291	5,767	5,619	5,190	5,317	102.4%
	302,895	278,555	264,979	278,555	256,066	246,636	—	—	—
茶色のガラス	7,674	7,084	6,794	7,084	6,258	6,248	5,657	5,913	104.5%
	234,609	224,993	220,564	224,993	205,469	202,914	—	—	—
その他のガラス	4,695	4,549	4,551	4,549	4,478	4,429	4,016	4,118	102.5%
	207,230	213,496	210,281	213,496	223,819	212,349	—	—	—
ペットボトル	8,396	8,688	8,643	8,688	9,000	9,100	8,118	9,411	115.9%
	302,403	317,645	323,082	317,645	344,363	348,211	—	—	—
スチール缶	3,303	3,244	3,119	3,244	2,940	2,751	2,757	2,568	93.1%
	148,292	145,101	140,628	145,101	133,340	124,566	—	—	—
アルミ缶	4,266	4,253	4,359	4,253	4,540	4,449	4,566	4,320	94.6%
	135,816	136,247	138,848	136,247	151,311	144,867	—	—	—
飲料用紙製容器包装	141	148	133	148	115	123	114	117	102.6%
	11,363	10,699	10,489	10,699	10,079	9,709	—	—	—
その他の紙製容器包装	1,284	1,280	1,241	1,280	1,219	1,213	1,476	1,188	80.5%
	74,472	75,974	73,684	75,974	72,353	72,878	—	—	—
その他のプラスチック製容器包装	18,048	18,162	18,203	18,162	19,081	18,797	18,297	17,862	97.6%
	740,547	740,721	749,896	740,721	779,079	773,624	—	—	—
うち白色トレイ	20	22	22	22	21	19	21	18	85.7%
	1,802	1,740	1,696	1,740	1,495	1,390	—	—	—
段ボール	13,698	13,103	12,606	13,103	16,285	13,426	16,723	12,489	74.7%
	578,574	565,388	569,440	565,388	656,619	648,137	—	—	—
計	68,133	66,802	65,585	66,802	69,683	66,155	66,914	63,303	94.6%
	2,736,201	2,708,819	2,701,891	2,708,819	2,832,498	2,783,891	—	—	—

上段:宮城県の状況 下段:全国の状況

(7) 使用済自動車

廃棄物対策課

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)が平成14年7月に公布され、段階的な施行を経て、平成17年1月1日から本格施行されています。

県では、自動車リサイクル法の実効性を確保するため、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者への立入検査を実施するとともに、ホームページ等において関連情報の提供を行っています。

▼表2-2-26 使用済自動車及び解体自動車の引取状況

(単位: 件)

工程種別	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
引取工程		81,151 (70,124)	93,164 (73,375)	87,381 (67,566)	92,256 (72,531)	93,041 (77,202)	86,577 (74,574)	82,450 (73,987)	82,464 (76,442)	87,558 (83,287)
	全国	3,331,901	3,156,459	3,096,478	3,304,711	3,378,332	3,362,213	3,146,326	3,042,462	2,739,421
フロン類 回収工程		81,706 (71,043)	80,335 (69,858)	72,411 (63,821)	77,943 (69,374)	82,012 (73,709)	80,945 (71,689)	77,435 (70,748)	75,688 (70,814)	80,533 (76,907)
	全国	2,927,357	2,774,004	2,731,580	2,942,556	3,022,452	3,016,226	2,827,197	2,721,926	2,440,036
解体工程		95,497 (83,641)	90,938 (80,087)	81,959 (72,949)	86,060 (77,190)	88,893 (80,230)	87,410 (78,060)	82,928 (76,109)	85,139 (80,058)	91,042 (87,196)
	全国	3,503,381	3,306,187	3,230,908	3,439,592	3,509,330	3,493,468	3,262,733	3,160,021	2,840,150
破碎工程		186,014 (174,362)	172,690 (162,709)	157,477 (146,471)	174,632 (160,495)	179,783 (165,374)	177,592 (161,961)	168,565 (154,727)	167,080 (152,379)	156,357 (144,010)
	全国	5,901,803	5,531,795	5,390,611	5,892,963	5,904,116	5,922,466	5,386,732	5,243,514	4,629,029

※ () 内は仙台市を除く宮城県の件数

(8) プラスチック廃棄物 循環型社会推進課

「プラスチック資源循環促進法」は、プラスチック製品の設計から廃棄に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するために講じる措置を定め、令和4年4月に施行されました。

県内では、仙台市が令和4年9月に製品プラス

チックとプラスチック製容器包装の一括回収・リサイクルについて全国初の大規模認定を取得しました。令和5年度末時点では、仙台市含む4市2町が製品プラスチックの回収・リサイクルを実施しています。県としても、市町村の分別収集を推進するための支援や、県民に対する3Rの啓発により、プラスチック廃棄物の削減や再利用・再資源化を促進します。

4 廃棄物の適正処理

(1) 産業廃棄物適正処理の推進

○ 産業廃棄物処理システム健全化促進事業

廃棄物対策課

産業廃棄物処理の透明化を図り、排出事業者における適正な処理業者等の選定の一助とするため、県では、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対し、毎年の産業廃棄物処理実績の報告を求めています。その集計結果を県のホームページで公表しています。平成26年度からは、事業者による処理実績等の報告を電子報告システム「みやぎ産廃報告ネット」により入力・提出できるようにしました。

このほか、各種講習会、出前講座を実施しており、処理業者や排出事業者がそれぞれの責任を果たすことができる健全な処理システムを構築することで、産業廃棄物の適正処理を推進し、県民の廃棄物処理への信頼性を高めるよう努めています。

○ 産業廃棄物処理業者及び処理施設の維持管理等に対する指導強化

廃棄物対策課

産業廃棄物処理業者及び処理施設（中間処理施設及び最終処分場）に関する地域住民等の信頼を確保するため、各事業者に対して厳格かつ適切な指導を行うとともに、必要な情報の提供により、産業廃棄物の適正処理に関する技術及び知識の普及を図っています。

最終処分場については、従来の浸透水や放流水

等の水質検査に加え、放射性物質汚染対処特別措置法や環境省のガイドラインに基づいた維持管理等についても併せて指導を行っています。

また、埋立処分を終了する施設については、廃止に向けた適切な維持管理体制に移行させるなど指導の徹底を図っています。

○ 特別管理産業廃棄物等の適正な処理の推進

廃棄物対策課

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

このため、廃棄物処理法のほか各特別法に基づき、排出事業者、処分業者等に対し指導及び啓発活動を実施し、感染性廃棄物、廃石綿（飛散性アスベストに限る。）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の特別管理産業廃棄物の適正な処理を徹底しています。

○ PCB廃棄物対策

廃棄物対策課

県内に存在するPCB廃棄物を法定の処分期間内に処理するため、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」及び「宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、県、仙台市、保管事業者、収集運搬業者、処理施設設置者等はそれぞれの役

割を担いつつ、連携してPCB廃棄物の確実かつ適正な保管と処理を推進することとしています。

高濃度PCB廃棄物を処理するため、本県が参加する中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北海道事業については、平成20年5月から本格稼働しており、令和5年度は県内の変圧器・コンデンサー11台、安定器等・汚染物2,568kgが処理されました。また、低濃度PCB廃棄物については、国内各地の無害化処理施設及び都道府県等の許可施設において処理が進められています。

▼表2-2-2-7 PCB廃棄物保管状況

令和6年3月末現在

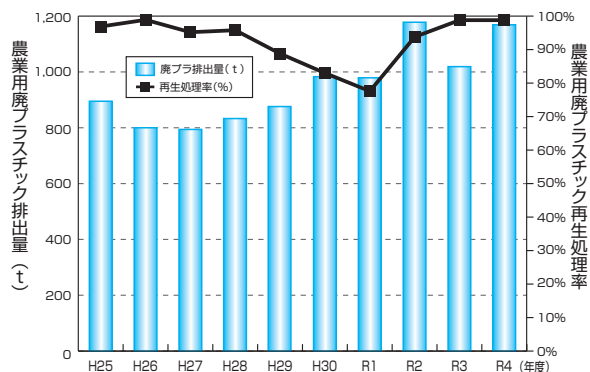
濃度別 種類 区分	高濃度			低濃度			
	トランス	コンデンサー	安定器	トランス	コンデンサー	安定器	その他電気機器
台数	0	73	61	160	854	196	149
事業場数	0	63	6	59	83	2	12

※台数で把握した種類を記載（このほかにPCBを含む油、ウエス等あり）

○ 農業用廃プラスチック対策 みやぎ米推進課

農業用プラスチックは、ハウスの被覆やトンネル・マルチ等様々な農業資材として利用されています。令和4年度の排出量は、1,169t（前年対比114%）であり、種類別にみると、ポリエチレンフィルムが616t（同111%）で、全排出量の53%を占め、同様に塩化ビニルフィルムが269t（同126%）で23%を占めています。また、回収量に対する再生処理率は99%となり、発電原料に利用されています。

平成13年2月に「宮城県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」を設立し、分別回収の徹底、廃プラ排出抑制への取組とリサイクル品の積極的な活用などの再生処理を主体とした適正処理に関する啓発活動及び情報提供を行っています。また、令和5年度末現在、圏域ごとに14の「地域適正処理協議会」が設置され、回収業務等の活動を展開しています。



▲図2-2-2-3 農業用廃プラスチック排出量及び再生処理率の推移

PCB廃棄物の適正保管及び早期処理を推進するため、電気機器に関する専門知識を有するPCB廃棄物適正処理推進員を県内保健所に5名配置し、随時立入指導を行っています。

また、県内のPCB使用製品・PCB廃棄物を網羅的に把握し、法定期間内の確実な処理を推進するために、事業者を対象にPCB含有機器の所有状況等についてアンケート調査及び現地調査を実施しています。

○ 下水汚泥対策 都市環境課、水道経営課

下水の処理過程で発生する下水汚泥は、令和5年度は県全体で約15.8万t（脱水汚泥換算）となっています。

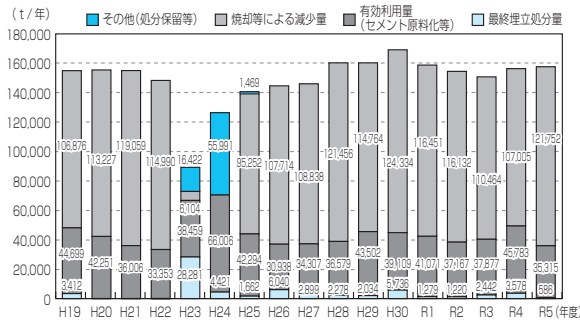
平成19年度以前は、汚泥の一部を埋立処分していましたが、全県的な再資源化を進め、平成20年度以降、発生した汚泥は、焼却処理した焼却灰を含め、再資源化に努めました。

下水汚泥の燃料化、セメント化や肥料化等により有効利用しています。

今後も下水汚泥の再資源化を推進し、循環型社会の実現に貢献していきます。

また、本県では、全市町村が下水道事業を実施していることから、下水汚泥の効率的な処理及び再資源化の推進のために複数の自治体が共同して下水汚泥処理施設を整備する等の広域的な取組が必要です。このため、県では、市町村と連携して以下の取組を推進することにより、将来にわたる下水汚泥の安定処理を図ることとしています。

- 下水汚泥の焼却処理による減量化
- 下水汚泥のコンポスト化等有効利用の推進
- 下水汚泥燃料化や消化ガス発電等によるバイオマスエネルギー利用の推進
- 下水汚泥焼却灰のセメント化等有効利用の推進



▲図2-2-2-4 県内の下水汚泥処理の状況

○ 家畜排せつ物対策

畜産課

平成16年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号。以下「家畜排せつ物法」という。)の本格施行により、各地域で家畜排せつ物処理施設の整備が進められ、現在は管理基準適用農家の9割以上で恒久的施設が整備されています。また、市町や農業協同組合が設置・運営している県内24箇所の堆肥センターは近年施設の老朽化が進んでいることから「畜産環境総合整備事業」などを活用し機能保全対策（ストックマネジメント）を実施し、堆肥センターの長寿命化を図っています。

今後とも家畜排せつ物の適正な管理を指導する

とともに、畜産農家と耕種農家の連携を強化し、家畜排せつ物の利用の促進を図っていきます。

○ 産業廃棄物処理施設の確保

廃棄物対策課

事業者による処理施設設置に当たっては、「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」及び「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、生活環境への影響に配慮し、地域住民等の意向を反映した設置について指導しています。今後とも、県民の理解を得ながら適正な産業廃棄物処理施設の整備がなされるよう努めていきます。

▼表2-2-2-8 産業廃棄物処理施設設置状況（令和5年度末現在）

	塩釜	岩沼	気仙沼	石巻	仙南	大崎	廃対課	仙台市	宮城県計	合計
1 汚泥の脱水施設	2	3	3	10	2	1	6	9	27	36
2 汚泥の乾燥施設	0	1	0	2	0	0	0	0	3	3
3 汚泥の焼却施設	0	2	0	1	0	3	0	3	6	9
4 廃油の油水分離施設	2	2	0	0	0	0	0	1	4	5
5 廃油の焼却施設	0	1	0	0	0	2	0	3	3	6
6 廃酸・廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 廃プラ類の破碎施設	15	10	1	15	11	11	0	16	63	79
8 廃プラ類の焼却施設	1	2	0	3	0	3	0	3	9	12
9 木くず又はがれき類の破碎施設	50	35	8	53	27	32	54	74	259	333
10 有害汚泥のコンクリート固型化施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 水銀汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 その他の焼却施設	0	2	0	6	0	3	0	3	11	14
14 施行令第7条に規定していない施設	90	42	10	73	42	44	23	177	324	501
合 計	160	100	22	163	82	99	83	289	709	998

(注1) 上記1～12の施設：廃棄物処理法施行令第7条に規定する施設

(注2) 上記9「木くず又はがれき類の破碎施設」：平成12年政令改正（平成12年11月29日政令第493号附則第2条）に伴うみなし許可を含む。

(注3) 上記13「その他の焼却施設」：上記3、5、8に該当しない焼却施設（木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず等の焼却施設）

(注4) 上記14の施設：廃棄物処理法施行令第7条に規定する施設に該当しない施設（処理能力、種類等）

<最終処分場>

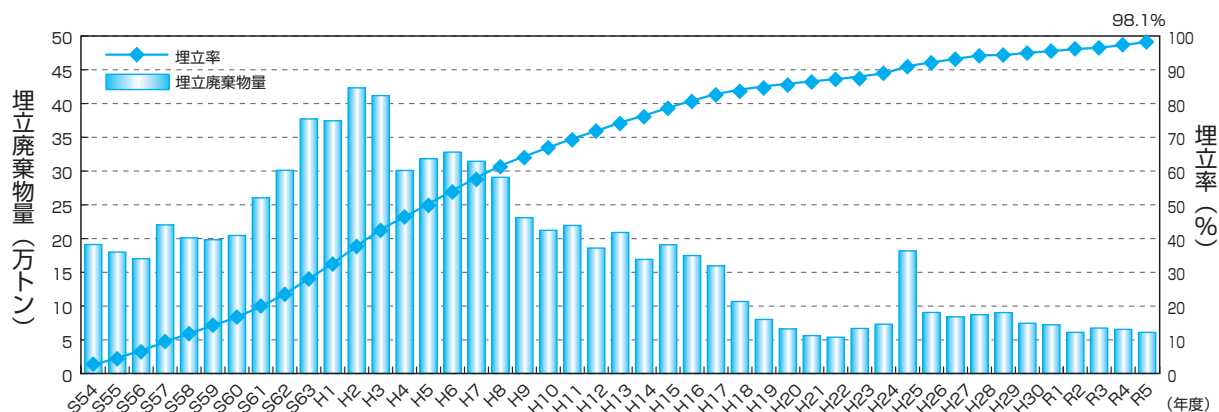
種 類	遮断型	管理型	安定型	計
塩 釜	0	4	1	5
岩 沼	0	0	0	0
気仙沼	0	0	0	0
石 巻	0	1	2	3
仙 南	0	0	0	0
大 崎	0	0	0	0
仙台市	0	5	2	7

(2) 公共関与による最終処分場の整備

新最終処分場整備対策室

大和町鶴巣小鶴沢にある管理型産業廃棄物最終処分場（クリーンプラザみやぎ）における埋立処分量は、景気拡大とともに増大し、平成2年度及び平成3年度は40万tを超えましたが、その後は経済の低迷や企業の環境配慮経営への取組などにより減少傾向となりました。東日本大震災による震災廃棄物や復興工事に伴う廃棄物の搬入により、一時的に埋立処分量が増加しましたが、令和5年度は約6.4万tと震災前の水準に戻りつつあります。

しかし、長年の埋め立てや東日本大震災の影響などにより、令和5年度末には埋立可能容量が2%を下回り、非常に逼迫した状況となっています。



▲図2-2-2-5 クリーンプラザみやぎ年度別処分実績

(3) 最終処分場が周辺地域と共生するための施策

○ 産業廃棄物最終処分場立地地域共生促進支援事業

循環型社会推進課

産業廃棄物税条例第9条に規定する特別徴収義務者が、産業廃棄物最終処分場の周辺地域との共生を促進するために行う、周辺の緑化（植栽）や環境学習教室、環境イベントなどの事業に対し、その経費の一部を補助する事業です。

令和5年度は、最終処分場周辺地域の附帯設備の整備等に対して補助を実施しました。

- 補助率及び額：1/2、上限額500万円又は補助対象者の前年度の産業廃棄物税納入額の100分の5に相当する金額のうち、いずれか低い額
- 補助件数：3件

県では新たな処分場に求められる機能等について検討を重ね、令和元年11月に策定した「宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を踏まえ、令和3年度に県内全域から客観的条件により最有力候補地を選定し、当該候補地の周辺住民との丁寧な意見交換を重ねた結果、新たな処分場整備への一定の理解が得られたことから、令和4年度に県、大和町、宮城県環境事業公社の3者により、公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の設置及び維持管理に関する基本協定を締結しました。

令和5年度は、新たな処分場の早期整備に向けて、県条例に基づく環境影響評価や水文調査を行う宮城県環境事業公社を支援するとともに、前年度に引き続き、意見交換等を行いました。

4 不法投棄・不適正処理の防止

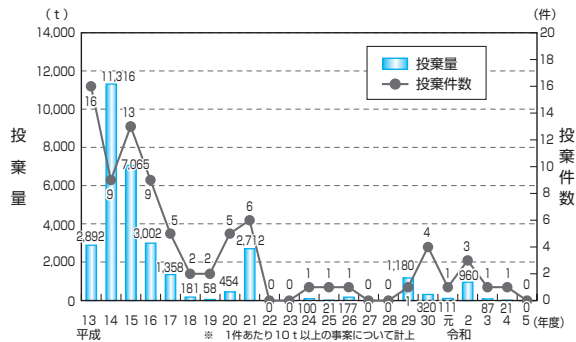
○ 現状

廃棄物対策課

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、自然環境や地域の景観を損なうだけでなく、悪臭・地下水汚染などの発生により県民の健康や暮らしに様々な影響を及ぼしかねない問題です。

本県においても、廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たず、引き続き、防止対策を講じていく必要があります。

なお、産業廃棄物の10t以上の大規模な不法投棄事案については、平成13年度をピークに件数が減少し、東日本大震災以降では、0ないし1件で推移していましたが、平成30年度に4件の事案が発生後は減少し、令和5年度は0件でした。



▲図2-2-2-6 県内の産業廃棄物の不法投棄の推移
(仙台市を含む)

○ 不法投棄等対策の概要

① 啓発活動

県では、毎年9月を不法投棄防止強化月間と定め、新聞、ラジオ、パンフレット及び市町村の広報誌等による啓発活動等を実施しているほか、年間を通じ、ラジオ等の各種媒体を活用して、廃棄物の適正処理に向けた啓発活動を推進しています。

② 事業者の指導の徹底

廃棄物処理業者が法を遵守し、適正な処理を行うよう、立入検査等による指導を徹底しています。

③ 違反行為の早期発見・早期対応のための取組

産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）を県内の各保健所・支所等に配置し、不法投棄や不法焼却等の監視パトロール等を行っています。

また、監視が手薄となりがちな県境地域における不法投棄を未然に防止するため、隣県との県境合同パトロールを実施しています。

加えて、各種団体等との間で「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結することにより、地域における不法投棄の監視ネットワークの構築を目指しています。

さらに、把握した不法投棄等の事案については、早期の適切な対応により事態の悪化を防止するとともに、改善に向けた指導を行っています。

④ 違法行為に対する厳格な対応

違反行為等の悪質な行為に対しては、警察等の捜査機関と連携し、行政指導や厳正な行政処分を実施しています。行政処分については、記者発表や県ウェブサイトへの掲載を通じて処分内容等の公表を行っています。令和5年度は13件の産業廃棄物処理業の許可取消処分を行いました。

⑤ 産業廃棄物処理実績の公表

廃棄物の処理状況の透明性を高め、不法投棄等

を防止するため、産業廃棄物処理施設の設置者や産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に処理実績の報告を求めています。

また、これらの情報をもとに廃棄物の排出事業者が適切な処理業者を選定できるよう、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者における廃棄物の処理実績や産業廃棄物処理施設設置者の処理状況等をホームページで公表しています。

(5) 災害に伴って発生する廃棄物への対応

廃棄物対策課

県では、東日本大震災における前例のない災害廃棄物の処理を検証し、平成29年8月に「災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、令和元年度からは、計画の実行性を高めるために市町村等を対象とした「災害廃棄物処理図上演習」を実施する等により、災害廃棄物対策を担う人材の育成に努めています。

引き続き、平時から関係機関との連携強化を図り、災害廃棄物処理対策を推進していきます。